

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 10 月 23 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

# 1 令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 <sup>えん</sup> 団体	2	0	2	0
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		5	2	2	1
	指導事項	出資・出捐団体	3	3	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	5	5	0	0
	計		8	8	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	2	0	2	0
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		4	1	2	1
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	4	4	0	0
	計		4	4	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	1	1	0	0
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	1	0	0
合 計		23	17	4	2	

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年10月2日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

### (1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

#### 出資・出捐団体

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
明知鉄道株式会社	公共交通課	<p>令和4年度の貸借対照表において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>退職給付債務のうち、その一部を中小企業退職金共済に積立していたものの、退職給付引当金を計上していなかった。</li> <li>原材料について、転記を誤ったことにより、2,633,929円としていた。また、貯蔵品について、計算を誤ったことにより、20,507,980円としていた。</li> </ol>	<p>指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指摘事項について、会計規則等に基づいた適切な事務を行うべきところ、担当職員の認識が不足していたことにより、適正な事務処理が行われていなかった。</p> <p>今後は、複数人によるチェック体制の強化を図り、再発防止に努める。</p>
長良川鉄道株式会社	公共交通課	<p>令和4年度の貸借対照表において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>賞与引当金について、12月1日から5月31日までの算定期間のうち12月1日から3月31日までを対象として計上すべきところ、職員組合との団体交渉の結果により額が変動することがあるとして、21,000,000円としていた。</li> <li>退職給付引当金について、一部職員の期末要支給額を会社都合支給率にて算定していたことにより、32,959,803円としていた。</li> </ol>	<p>指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>経営の安定性・安全性の観点から、余裕を持った額を計上していたことが原因であった。今後は適切な算定期間における金額を顧問税理士の指導に基づき、計上することとする。</li> <li>57歳を過ぎた職員については「退職給付に係る期末会社都合要支給額を退職給付債務とする方法」を用いて算定していたことが原因であった。今後は企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」に規定する「退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法」を全職員に適用し、顧問税理士の指導の下に適切な額を計上することとする。</li> </ol>

### (2) 所管機関結果（指摘事項）に基づき講じた措置

#### 出資・出捐団体

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
明知鉄道株式会社	公共交通課	<p>明知鉄道株式会社の令和4年度の貸借対照表において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に対応するよう当該団体に対する指導の徹底を図りたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 退職給付債務のうち、その一部を中小企業退職金共済に積立していたものの、退職給付引当金を計上していなかった。</li> <li>2 原材料について、転記を誤ったことにより、<b>2,633,929</b>円としていた。また、貯蔵品について、計算を誤ったことにより、<b>20,507,980</b>円としていた。</li> </ol>	<p>指摘事項について、適正な会計処理について指導すべきところ、担当職員の認識が不足していたことにより、出資団体の会計処理に係る確認・指導が適切に行われていなかった。</p> <p>今後は、複数人でチェックを行い、当該団体に対し、チェック体制の強化等、適正な事務処理について指導を行うとともに、機を捉えて現地確認を行うことにより、再発防止に努める。</p>
長良川鉄道株式会社	公共交通課	<p>長良川鉄道株式会社の令和4年度の貸借対照表において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に対応するよう当該団体に対する指導の徹底を図りたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 賞与引当金について、12月1日から5月31日までの算定期間のうち12月1日から3月31日までを対象として計上すべきところ、職員組合との団体交渉の結果により額が変動することがあるとして、<b>21,000,000</b>円としていた。</li> <li>2 退職給付引当金について、一部職員の期末要支給額を会社都合支給率にて算定していたことにより、<b>32,959,803</b>円としていた。</li> </ol>	<p>指摘事項について、適正な会計処理について指導すべきところ、担当職員の認識が不足していたことにより、出資団体の会計処理に係る確認・指導が適切に行われていなかった。</p> <p>今後は、複数人でチェックを行い、当該団体に対し、チェック体制の強化等、適正な事務処理について指導を行うとともに、機を捉えて現地確認を行うことにより、再発防止に努める。</p>